

清水町の休日に関する条例（平成2年清水町条例第25号）の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(清水町の休日)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 (略)</p> | <p>(清水町の休日)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>12月31日から翌年の1月5日までの日</u>（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。